

## 佐世保市水道局長交際費取扱いに関する指針

交際費は、事業の円滑な運営を図るため、あるいは当該団体の利益のために、当該団体を代表し、外部と交際及び交渉をするために要する経費である。

この指針は、水道局長交際費に係る運用及び取扱いを定めるものである。

なお、水道局長は、次に定めるところにより、社会通念上妥当と認められる範囲で、必要最小限の支出に努めるものとする。

### 1 目的

この指針は、交際費の執行及び公開に関する基準を定めることにより、その執行を合理的かつ必要最小限にするとともに、行政の透明性を確保し、円滑かつ効率的な行政運営を推進することを目的とする。

### 2 執行に関する基準

#### (1) 支出できる区分及び内容

- 清 酒 祝賀会、各種懇親会など
- 生 花 葬儀ほか法要又は祝賀会など
- 香 典 葬儀ほか法要など
- 会 費 各種行事、各種懇親会など
- 祝 金 祝賀会、各種懇親会など
- 贈 答 贈答、見舞い、記念品等に要する経費
- 懇 談 意見交換、情報収集などに要する経費
- 賛 助 賛助、協賛等に要する経費
- その他 その他交際に要する経費

#### (2) 支出基準額

支出の基準となる額は、別途「水道局長交際費支出基準」によるものとする。

### 3 公開に関する基準

#### (1) 公開する項目

- ①支出すべき事実が発生した年月
- ②支出区分
- ③支出金額
- ④相手先

※ただし、公開によって、水道局、相手先又は第三者等が不利益を被る可能性がある場合には、公表しない。

#### (2) 公開する時期

当該月支出分を翌月末までに公開する。

#### (3) 公開する方法

市ホームページにて掲載し、公開する。

### 4 適用期日

この指針は、平成22年4月1日以降に支出すべき事実が発生した水道局長交際費について、適用する。